

「戦国武将ゆかりの地 岐阜」土産品等PR事業実施要綱

令和元7月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大河ドラマ「麒麟がくる」の放送を契機に、岐阜市ゆかりの戦国武将等をテーマとした土産品等（以下「土産品等」という。）を大河ドラマ「麒麟がくる」岐阜実行委員会（以下「実行委員会」という。）のホームページ等において紹介することにより、「戦国武将ゆかりの地 岐阜」を広く発信し、商工観光事業の振興及び発展を図るため、実行委員会が実施する土産品等のPR事業（以下「PR事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 PR事業の対象となる者は、岐阜市内の事業所において土産品等を販売し、又は提供する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(対象品)

第3条 PR事業の対象となる土産品等は、材料、図案、意匠、名称等が岐阜市ゆかりの戦国武将等に関連する次の各号のいずれかに該当する商品であって、次条第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けたものとする。

- (1) 菓子
- (2) 食料品
- (3) 飲料品（酒類を含む。）
- (4) 工芸品
- (5) 民芸品
- (6) おもちゃ
- (7) サービスの提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大河ドラマ「麒麟がくる」岐阜実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

2 土産品等は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 品質が優良であり、かつ、土産品等として推奨できるものであること。
- (2) 土産品等として適当な価格であること。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関係法令に定める基準に適合するものであること。

（登録申請等）

第4条 登録を受けようとする者は、「戦国武将ゆかりの地 岐阜」土産品等登録申請書（様式第1号）に土産品等の見本等及び写真を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

3 会長は、前項の規定により登録を決定したときは、当該土産品等の内容を「戦国武将ゆかりの地 岐阜」土産品等台帳（様式第2号。次条第2項において「台帳」という。）に登録するとともに、当該申請を行った者に「戦国武将ゆかりの地 岐阜」土産品等登録通知書（様式第3号）を通知するものとする。

4 第1項の規定による申請の受付期間は、その都度会長が定める。

5 登録の期間は、登録日から令和3年1月31日までとする。

（登録の変更等）

第5条 登録を受けた者（第7条及び第8条において「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、「戦国武将ゆかりの地 岐阜」土産品等変更・中止届（様式第4号）により、会長に届け出るものとする。

(1) 前条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(2) 登録した土産品等の販売を中止し、又は廃止したとき。

(3) 土産品等の登録を取り消そうとするとき。

2 会長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに台帳の記録を変更し、又は削除するものとする。

（土産品等の周知）

第6条 会長は、土産品等を登録したときは、実行委員会のホームページへの掲載その他の方法により市民、観光客等に対し、広く周知を図るものとする。

（苦情の処理）

第7条 登録者は、登録された土産品等について苦情があったときは、誠意をもって適切かつ迅速な処理に当たり、必要に応じた措置を講ずるものとする。

（登録の取消し）

第8条 会長は、登録者が第2条各号のいずれかに該当したとき又は第3条第2項の規定に該当しなくなったときは、土産品等の登録を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年1月31日限り、その効力を失う。